

## あいち消費者教育推進支援事業実施要領

### (目的)

第1条 消費者教育推進法の成立を受け、消費者一人ひとりが自らの利益のみでなく、社会全体の発展と改善につながるよう積極的・主体的に行動する「消費者市民社会」への期待が高まっていることを踏まえ、その概念を広く普及させるとともに、消費者市民教育における学校等の主体的な取組みを支援することにより、その充実を図り、もって「消費者市民社会」の形成に資することを目的とする。

### (支援対象)

第2条 この事業は、県内の次の機関・団体が開催する消費者市民教育に関する研修・講座（以下「あいち消費者市民講座」という。）を対象とする。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及びその他の学校
- (2) 民生委員、社会福祉主事、介護福祉士等地域支援機関・団体
- (3) 事業者、事業者団体及びその他の職域機関・団体
- (4) 消費者団体 など

### (支援内容)

第3条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 支援対象者が開催する「あいち消費者市民講座」（指導者・管理者向け又は一般消費者向け）への講師派遣
- (2) 前項で使用する教材（若者向け又は一般向け）の提供

### (講座内容)

第4条 講座の内容は次のとおりとする。

- (1) 指導者・管理者向け講座
  - ア 消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
  - イ 対象者の年齢や特性に応じた教育プログラムの提案
  - ウ 効果的な指導方法の工夫や教材の活用法 など
- (2) 一般消費者向け講座
  - ア 消費者市民社会の概念
  - イ 持続可能な消費の実践
  - ウ 消費者被害・事故を回避する能力
  - エ 豊かな暮らしのための知識 など

### (講師派遣申込)

第5条 「あいち消費者市民講座」の開催を希望する者は、原則として開催予定日の50日前までに、県民文化局県民生活部県民生活課長（以下「県民生活課長」という。）に「あいち消費者市民講座講師派遣申込書」（様式第1）又は必要事項が記載された任意の様式を提出するものとする。

(講師派遣申込基準)

第6条 前条の申込をする者（以下「申込者」という。）が満たすべき基準は次のとおりとする。

- (1) 受講者数が概ね 20 名以上であること。
- (2) 講演時間が概ね 60 分から 90 分程度であること。
- (3) 申込者の負担により開催場所が確保できること。

(講師依頼)

第7条 県民生活課長は、「あいち消費者市民講座」講師依頼書（様式第2）により講師を依頼するものとする。

(決定通知)

第8条 県民生活課長は、「あいち消費者市民講座」の講師派遣を決定したときは、決定通知書（様式第3）を申込者に交付するものとする。

(変更等の申出)

第9条 申込者は、申込書を提出した後、「あいち消費者市民講座」の内容の変更又は中止を要する事情が生じたときは、遅滞なく県民生活課長に申し出なければならない。

(報告書の提出)

第10条 申込者は、「あいち消費者市民講座」が終了したときは、速やかに報告書（様式第4）を県民生活課長に提出しなければならない。

(講師謝金及び旅費)

第11条 講師に係る謝金及び旅費は、予算の範囲内において原則として県の負担とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月10日から施行する。